

# 遠軽町の若者を対象に 大型免許等の資格取得費用の一部を助成します

## 事業目的

遠軽町では、若年層の就業機会の拡大、除雪機械やバス等運転手の人材確保を目的に、大型免許、大型特殊免許等の資格取得費用を助成します。



## 助成対象免許

- 第一種免許・・・大型免許、中型免許、準中型免許、大型特殊免許、けん引免許
- 第二種免許・・・大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、けん引免許

## 助成対象者

申請者本人が業務上必要な免許を取得し、申請時に次の6項目全てを満たす方が対象になります。

- ① 遠軽町の住民基本台帳に記録されている方
- ② 町内の事業所に勤務している方又は町内で事業を営んでいる方
- ③ 第一種免許・・・18歳以上40歳未満の方  
第二種免許・・・21歳以上65歳未満の方
- ④ 対象となる免許を取得し、教習料金を支払った方
- ⑤ 本人及び同一世帯全員が町民税や国民健康保険税などに滞納がない方
- ⑥ 公務員でない方

## 助成対象経費と助成額

免許取得に係る教習料金を対象経費とし、第一種免許は3分の1、第二種免許は2分の1（限度額20万円、千円未満切り捨て）を助成します。

ただし、普通免許を取得していない方が準中型免許を取得する場合は、普通免許（MT）取得費用との差額により助成金の算出を行います。

## 申請に必要なもの

助成を希望される方は、免許交付後30日以内に、次の書類を遠軽町役場総務部企画課に提出してください。ただし、資格取得後に町内の事業所に勤務する方又は町内で事業を営む方は、免許交付後1年以内に提出してください。（1年を経過した場合は申請できません。）

- ① 遠軽町大型免許等資格取得支援事業交付申請書（勤務先の証明が必要です。）
  - ② 資格取得を証明する書類（運転免許証の写し等）
  - ③ 資格取得に要した費用の領収書（教習所等が発行したもので、領収印があるもの。）
- ※①の交付申請書は、遠軽町ホームページからダウンロードできます。

<https://engaru.jp/work/page.php?id=265>

## 問合せ及び申請先

遠軽町役場総務部企画課（遠軽町1条通北3丁目1番地1 本庁舎2階）  
TEL0158-42-4818

## 遠軽町大型免許等資格取得支援事業に関する Q&A

### **免許を取得するための交通費や宿泊費は、助成の対象になりますか。**

教習所に通うための交通費は、助成の対象になりません。  
また、宿泊費については、教習所直営の合宿免許の場合、助成の対象になります。

### **延長・補修教習の追加料金は、助成の対象になりますか。**

教習に係る追加料金は助成の対象になります。ただし、学科試験受験料や写真代、問題集等の購入費用は対象になりません。

### **大型特殊免許とけん引免許を同時に取得しました。対象経費と助成額はどのようになりますか。**

同一の教習期間内に2つ以上の免許を取得した場合、それぞれの費用を合算した額が対象経費となり、限度額の20万円まで助成します。

免許を取得した教習所が別々であっても、同一の教習期間であれば合算して申請いただけます。

### **助成対象となる免許を詳しく教えてください。**

助成対象となる免許は、次の表でご確認ください。

区分	大型	中型	準中型	普通 (AT 限定含む)	大型特殊 (カタビラ車限定 含む)	大型二輪 (AT 限定含む)	普通二輪 (AT 限定・小型 含む)	小型特殊	けん引 (小型トラクタ 限定含む)	原付
第一種	○	○	○	×	○	×	×	×	○	×
第二種	○	○		○	○				○	

※限定付免許（「中型車は（8t）に限る」等）の限定解除に係る教習料金も対象となります。

※普通免許を取得していない方が準中型免許を取得する場合は、普通免許取得に係る経費との差額分が対象となります。

※現在お持ちの免許がAT限定の場合、助成対象となる免許の交付を受けた場合に限り、AT限定解除に係る教習料金についても対象となります。（AT限定解除のみの教習料金は対象となりません。）

### **仕事上必要ではない大型免許を取った場合は対象となりますか。**

個人の趣味など、業務上必要ではない資格を取得した場合は、対象となりません。申請には、業務上必要な資格であることを、勤務先から証明してもらうことが必要です。

### **助成金は、どのように支払われますか。**

助成金は、口座に振り込みます。交付申請書に本人名義の口座を記入してください。

**申請される方は、交付申請書に表裏記入押印の上、運転免許証の写しと領収書を添付し、遠軽町役場総務部企画課に提出してください。**